

東郷町給食センター設置条例

昭和42年 3 月 29 日
条例第 1 号

改正 昭和47年 3 月 17 日 条例第 7 号
昭和60年 6 月 26 日 条例第 21 号
平成21年 3 月 18 日 条例第 11 号

昭和48年 6 月 14 日 条例第 18 号
平成 5 年 3 月 19 日 条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき東郷町に次の給食センターを設置する。

- (1) 名称 東郷町給食センター
- (2) 位置 東郷町大字春木字蟹池15番地

(管理運営)

第 2 条 東郷町給食センター（以下「給食センター」という。）は、東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営する。

(職員)

第 3 条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第 2 条に掲げる目的を達成するため東郷町立小学校及び中学校の学校給食用物資の調達、調理その他必要な事業を行う。ただし、町立の保育所又は町が措置委託をした保育所から給食の委託があり、教育委員会が承認した場合行うことができる。

(運営委員会)

第 5 条 給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議する。

3 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月 17 日 条例第 7 号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 6 月 14 日 条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年 6 月 26 日 条例第 21 号）

この条例は、昭和60年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 19 日 条例第 8 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月 18 日 条例第 11 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。